

## 地域サロン活動助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の支給に関する要綱（平成4年4月1日施行）に定めるもののほか、社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、市内の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）等に対し、高齢者・障がい児者・子育て中の親子等の閉じこもり防止や仲間づくり・交流の場づくり、見守り活動の一環として実施する地域サロン活動を支援し、活性化を図るため、予算の範囲内において助成金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象サロン)

第2条 助成が対象となるサロン活動は、地区社協及び、地区社協の未設置地区の任意団体が実施する地域に密着したサロンとし、次のとおりとする。

- (1) 開催回数は、年に10回以上とする。
- (2) 開催場所は、公民館や自治会館等地域住民が気軽に集える場所を確保する。
- (3) 活動単位は概ね10名以上とし、地域の規模や会場のスペースに応じたものとする。
- (4) 参加対象は、一人暮らしや閉じこもり高齢者および障がい児者、子育てや育児に不安を持つ親とその子ども、一人親家庭の親とその子ども等、幅広い地域住民を対象とする。
- (5) 団らん・レクリエーション活動・健康体操等を行い、地域住民の相互交流を図る。
- (6) 事業の実施に対し、協議会、公的機関、当該地区の自治会等と連携を図り、多方面からの協力や支援を得る。
- (7) 安定した運営をするため財源の確保に努める。
- (8) 参加者のプライバシー保護に努める。

(助成金額及び支援の内容)

第3条 助成金額及び支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 助成金額は、年1回とし、3万円を上限とする。
- (2) 協議会は、運営に必要な情報の提供や研修会の実施等、事業推進に必要な支援を行う。

(対象となる経費)

第4条 地域サロン活動助成の対象となる経費は、事業を実施するために必要な経費とし、次のとおりとする。

- (1) 会場にかかる経費（会場借用費／光熱水費）
- (2) レクリエーション等にかかる経費（材料費／備品購入費／諸謝金等）
- (3) 連絡にかかる経費（印刷費／郵便代／電話代）
- (4) 保険にかかる経費（ボランティア活動保険等の保険料）

(助成の時期)

第5条 この事業の助成時期は、原則7月とする。

(交付の申請)

第6条 助成を受けようとする地区社協等は助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、協議会会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）又は、これに代わる書類
- (3) 協力者名簿（第4号様式）又は、これに代わる書類
- (4) その他、協議会会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 協議会会長は、前条の規定による申請を受付したときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じてその内容を精査の上、条件を付し、助成金を交付するものとする。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書（第5号様式）により助成金を申請した地区社協等に通知するものとする。

（助成費等）

第8条 この事業の原資は、次のものをもって充てる。

- (1) 協議会財源

（事業報告）

第9条 事業が完了したときは、年度終了日の翌日から起算して30日以内に実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添え、協議会会長に報告しなければならない。

- (1) 事業成績書（第7号様式）
- (2) 収支精算書（第8号様式）
- (3) その他、協議会会長が必要と認める書類

（助成金の返還等）

第10条 協議会会長は、助成金の使途が目的に反すると判断した時は、当該団体に対し、助成金の一部または全部の返還を命ずることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に協議会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。